

宮古都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 (岩手県決定)

宮古都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更します。

I. 都市計画の目標

- I-1. 都市計画区域の名称・規模等
- I-2. 基準年及び目標年次
- I-3. 都市計画区域の現状・課題
- I-4. 都市づくりの基本理念
- I-5. 都市計画区域の基本方針
- I-6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

II. 区域区分の決定の有無

- II-1. 区域区分の有無
- II-2. 判断根拠

III. 主要な都市計画の決定の方針

- III-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 主要用途の配置方針
 - 2) その他土地利用の方針
- III-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - 1) 交通施設の整備の方針
 - 2) 下水道及び河川の整備の方針
 - 3) その他
- III-3. 市街地再開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
- III-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - 1) 主要な緑地の配置方針

付図 宮古都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

理由

都市計画区域の変更に併せて、整備、開発及び保全の方針を変更しようとするものです。

宮古都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(宮古都市計画区域マスタープラン)

平成 25 年 3 月

岩 手 県

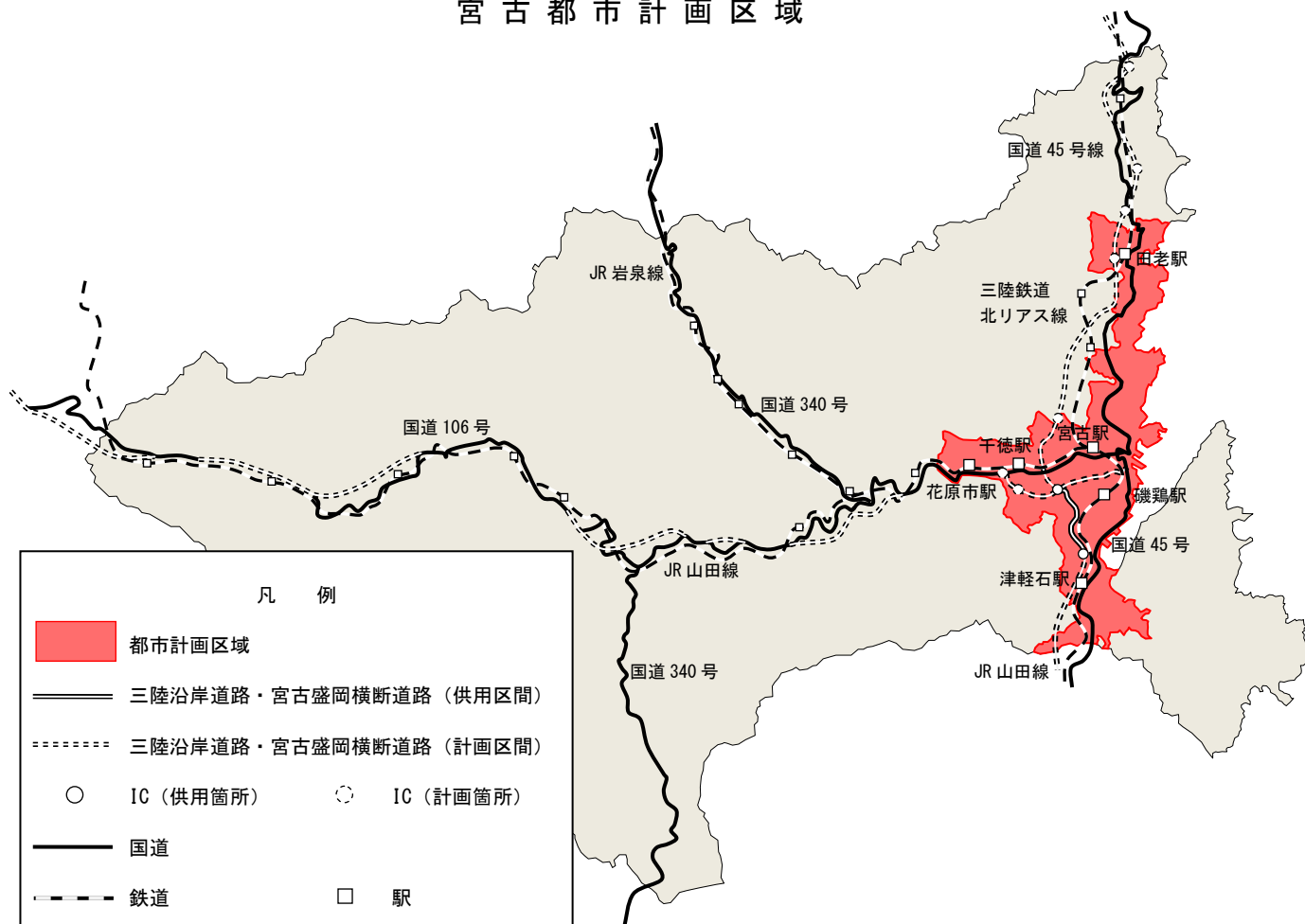
I. 都市計画の目標

I-1. 都市計画区域の名称・規模等

本方針は、宮古都市計画区域（以下「本区域」という。）を対象とし、その範囲・規模は以下のとおりです。

名 称	市町村	範 囲	面積(ha)
宮古都市計画区域	宮古市	行政区域の一部	8,797

宮古都市計画区域



I-2. 基準年及び目標年次

本方針（マスタープラン）は、策定時点からおおむね 20 年後の都市の姿を展望するものとし、基準年及び目標年次を以下のとおりとします。

内 容	基 準 年	目 標 年 次
将来都市像の目標年次	平成 17 年	平成 44 年
都市施設、市街地開発事業の整備の目標	（国勢調査実施年）	平成 34 年

I-3. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、江戸時代に盛岡藩における海運業の拠点として発展した宮古市を中心に、沿岸地域における拠点都市として、また、陸中海岸国立公園に代表される豊富な大自然に囲まれた観光拠点として発展してきました。

しかし、市内道路網の整備の遅れや中心市街地の空洞化により都市機能の低下が懸念される状況にあることから、既存の都市基盤や宮古港及び現在整備が進められている三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路を活用した物流拠点を形成しながら、都市機能の強化を図る必要があります。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災津波により甚大な被害を受けた区域においては、早期に市街地の健全な復興を図る必要があるとともに、今後の災害に備えた、安全で安心なまちづくりを進める必要があります。

さらに、地球温暖化などの環境問題や人口減少及び高齢社会に対応するためのエコ・コンパクトシティの実現に向けた集約型都市構造の構築、財政基盤の低下に対応するための選択と集中による都市づくりや既存ストックの有効活用を進める必要があります。

I-4. 都市づくりの基本理念

本区域の将来像を次のとおり掲げます。

森・川・海の自然と共生し、活力に満ちた交流拠点都市

周辺を取り巻く三陸の海と広大な山地及び閉伊川をはじめとする流域の自然と調和した人にやさしい都市空間づくりを進め、快適な暮らしを支える居住環境を形成するとともに、森と川と海の恵みが豊富な地域の特性を活かした産業の展開により活力に満ちた拠点の形成を図ります。

また、併せて、三陸沿岸の各地や内陸部を機能的に結ぶ道路等の交通ネットワークを整備し、交流の拠点となる都市の形成を図ります。

さらに、津波災害に備えたまちづくりを進めるため、「減災」の考え方に基づく「多重防災型」のまちづくりを目指すとともに、これまで蓄積してきた社会資本を貴重な財産として維持管理に努め、人口減少や高齢社会に備えたエコ・コンパクトシティの実現に向けた集約型都市構造の構築を目指します。

I-5. 都市計画区域の基本方針

都市づくりの基本理念を踏まえ、本区域の基本方針を次のとおり定めます。

森・川・海の自然と共生する環境の形成

都市を囲む陸中海岸の海と緑豊かな北上高地、その山間を流れ海に注ぐ閉伊川をはじめとする多くの川の自然環境を保全し、都市と自然が共生する環境の形成を図るとともに、観光資源としての活用を図ります。

快適な暮らしを支える居住環境の形成

幹線道路や生活関連道路、公園や水辺空間、下水道など都市基盤施設を充実し、快適な暮らしを支える居住環境の形成を図ります。

都市機能の集積による活力に満ちた魅力ある都市拠点の形成

工業地の集約化と未利用地の利活用を図るとともに、中心市街地や鎌ヶ崎地区など、みなとまちとしての地域特性を活かした都市の集積・強化を図り、魅力ある都市拠点の形成を図ります。

交通ネットワークの整備による交流拠点都市の形成

三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路などの交通ネットワークを整備し、内陸部と沿岸部の交流の拠点となる都市を形成するとともに、宮古港のさらなる利活用を図ります。

「多重防災型」のまちづくりによる安全で安心な防災都市の形成

住宅の安全な場所への移転や宅地の面的嵩上げ、建物の強化及び避難道路の整備などを行う「ハードによる防災対策」と、円滑な避難方法、用途規制、防災教育及び情報提供などの「ソフトによる防災対策」の組み合わせにより、被害を最小化する「減災」の考え方に基づく多重防災型のまちづくりを進め、安全で安心な防災都市の形成を図ります。

I-6. 周辺都市計画との関係・位置づけ

三陸沿岸道路や宮古盛岡横断道路の整備により、周辺の都市計画区域や近接都市とさらなる連携を図り、効率的な都市づくりを進めていきます。

Ⅱ. 区域区分の決定の有無

Ⅱ-1. 区域区分の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

Ⅱ-2. 判断根拠

- 行政区域内人口及び都市計画区域内人口とも、近年一貫して減少傾向にあり、今後も減少することが予想されます。
- 全体的に見ると、自然公園区域や風致地区等の土地利用規制があることや人口動向及び地理的条件などを踏まえると、現状において無秩序な市街地拡大が急速に進んでいるとはいえない状況にあると判断されます。
- 以上のことから、都市的土地利用の拡散を制限する強い必要性は見られず、良好な市街地環境の維持は、区域区分以外の都市的土地利用規制でも十分に対応できると判断されます。

Ⅲ. 主要な都市計画の決定の方針

Ⅲ-1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要用途の配置方針

① 商業地

- 中心市街地は、鍬ヶ崎地区、小山田地区と連携し、回遊性をもち、観光客と市民が交流する都市空間とするための商業・業務系の土地利用を誘導し、中心商業・業務拠点の形成を図ります。
- 国道の沿線については、中心市街地との役割分担を明確にしつつ、商業・業務地としての土地利用を検討します。
- また、津波により被災した鍬ヶ崎地区については、周囲の住宅地との調和を図りつつ、商業施設の集積を図ります。

② 工業地

- 本都市圏における産業は、電気機械器具製造業や木材・木製品製造業、食料品製造業などを主流としていますが、景気の低迷から厳しい状況にあります。
- しかしながら、今後は三陸沿岸道路など高速交通網の整備に伴う輸送時間の短縮化など明るい材料もあることから、開通に合わせた工業流通団地整備による積極的な企業誘致を行うことや港湾利用など海上交通のより一層の活用を図ることで、産業の活性化に努めます。
- 工業地の集約化を図り、地域ごとに特色ある工業地を誘導します。
松山・田鎖地区 : 工業・流通基地としての誘導を図ります。
藤原埠頭・磯鶏地区 : 工業・流通産業の拠点とし、港湾利用型工業の誘導を図ります。

③ 住宅地

- 本区域の住宅・宅地の供給は、これまで土地区画整理事業や民間などによる住宅団地造成事業により推進されてきましたが、今後も、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインによる住宅・宅地の整備が必要です。
- 津波により大きな被害を受けた田老地区及び津軽石地区については、住民の意向を踏まえ、安

全で快適な住宅地を再整備するとともに、地区サービス拠点の形成を図ります。

- また、急傾斜地や土石流危険渓流に近隣するなど災害を受ける恐れのある住宅地では、必要に応じて建築規制や防災対策を実施するとともに、場合によっては、安全で快適な暮らしができる場所への移転を促進することが必要です。
- 基本的に開発エネルギーは既成市街地に向け、コンパクトなまちづくりを目指しつつ、災害に対し安全な住宅地の開発を行う場合は、関連する都市施設整備と調整を図り、良好な住環境が確保されるように誘導します。

2) その他土地利用の方針

① 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- 災害が発生するまたは災害により被害を受ける恐れがある地域等については、市街化を抑制するとともに、災害の予防と被害の軽減に対する対策を進めます。

② 白地地域に関する方針

- 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、将来の環境悪化が懸念される場合には、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- また、白地地域について、農業振興地域の整備に関する法律等の他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、関係機関等と土地利用調整を十分に行います。

Ⅲ-2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の整備の方針

① 交通体系・ネットワーク

- 本区域の交通体系の現状は、国道 45 号、国道 106 号、主要地方道宮古岩泉線及び重茂半島線、一般県道を中心として、幹線市道や生活道路網などと有機的に機能しているものの、三陸沿岸道路、宮古盛岡横断道路といった高速交通体系については早期完成が望まれます。
- 本区域内の道路網の多くは幅員が狭く、道路の未整備な区間や一方通行が多いことが円滑な交通の妨げになっていることから、住民の意向を踏まえ、これらの改善を図るとともに、幹線道路の再整備に努めます。
- 交通体系の整備にあたっては、盛岡広域圏や沿岸の都市との交流が活発に行われるよう交通機能の確保に努めます。

② 道路

- 都市間を結ぶ高速交通網として、三陸沿岸道路及び宮古盛岡横断道路については、産業振興などの地域活性化のため早期完成を図ります。
- 高速交通網の整備に併せ、市内幹線道路とのアクセス性の向上及び交通結節点強化などの道路整備を図ります。
- 都市計画道路については、今後の交通量調査等を基に、将来交通需要予測を行い、必要性等を検討のうえ適切な見直しを行うものとします。
- 道路は、想定される自然災害に備え、避難ルートや支援物資輸送ルート及び救急搬送ルートの

確保を図ります。

③ 公共交通機関等

- JR 山田線・岩泉線、三陸鉄道により構成される鉄道網について、津波により被災した施設の早期復旧を進め利用者の利便性の回復を図ります。
- 併せて、バス路線の新設・改善を図ることにより、利用しやすく災害に強い公共交通網の形成を図ります。

2) 下水道及び河川の整備の方針

- 下水道は、衛生的で快適な都市生活を営むために重要な施設であることから、計画的な整備を図ります。
- 内水氾濫による浸水を防除するため、雨水幹線や雨水ポンプ場などの施設整備を図ります。
- また、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図るため、地域の実状に応じ、公共下水道、漁業集落排水、農業集落排水、浄化槽の4つの事業を組み合わせ、効率的、計画的な整備と普及拡大を図るとともに、新規開発地と既成市街地の均衡を図りながら、事業認可区域の拡大や円滑な事業推進に努めます。
- 閉伊川、津軽石川及び田代川河口においては、河川津波対策として水門の整備を図ります。

3) その他

① 都市施設の都市計画決定における配慮

- 都市施設の整備に当たっては、営農環境等に支障を及ぼすおそれが生じないように配慮します。

Ⅲ-3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- 中心市街地の整備として、宮古駅を核とする中心市街地の活性化、身近な商店街の賑やかな空間と憩いの場の創出及び復興の拠点となる市街地整備を図ります。
- また、良好な住環境の整備や防災機能の高い市街地の形成を目指し、土地区画整理事業を推進します。

Ⅲ-4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 主要な緑地の配置方針

① 環境保全システムの配置方針

- すぐれた海岸景観を有する浄土ヶ浜等の陸中海岸国立公園に指定されている区域は、市民の大きな財産として保全を図るものとします。
- 市街地中心部に位置する大規模な緑地公園である閉伊川緑地は、市民の憩いの場となっていることから、保全を図ります。
- 歴史的な自然環境を有する黒森山については、環境緑地保全地域として保全を図るものとします。
- また、都市内の身近な自然を保全するために、必要に応じて、丘陵地や樹林地を中心とした地域について、条例等による保全方策を検討します。

② レクリエーションシステムの配置方針

- 陸中海岸国立公園の中心部に位置する浄土ヶ浜、三王岩などは、貴重な観光資源であり、これ

を活かした観光レクリエーションの場として積極的な活用を図ります。

- 被災した公園については、その機能や規模及び配置バランスを考慮し、復旧若しくは移設を図ります。

③ 防災システムの配置方針

- 災害に備えるための都市公園や緑地の整備については、津波などの災害時の避難地や、救援・支援等の災害応急活動の基地としても活用できる防災公園など、地区の特性や必要性を考慮した公園整備を図ります。

④ 景観形成システムの配置の方針

- 幹線道路、河川等の都市の空間を活用した景観の創造や市街地における地域の特性を活かした市街地景観を創造します。
- 宮古駅周辺においては、電線の地中化、デザイン性の優れた街路等などの整備や歩道舗装材質等の統一などにより、商業の活性化を促進する景観形成を図ります。
- 市街地周辺においては、「ふるさと」としてのイメージにふさわしい農山漁村景観の保全、整備を図ります。
- 特に、花輪地区は本区域随一の田園地帯となっており、この風景を保全しながら癒しの空間を創出します。

付図『宮古都市計画区域の将来像図』

